



5月になり自動車税や固定資産税などの税金が課税される時期となりました。  
今回は、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた事業者に対する税の猶予制度と、既に受付を開始している埼玉県の支援金に関する情報をまとめました。

## ① 税の徴収猶予（特例）

- 新型コロナウイルスの影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間の納税が猶予されます。
- 前年同期に比べておおむね20%以上減少した方で、一時に税を納付することが困難な方が対象
- 担保の提供は不要で、猶予期間中の延滞金はかかりません。

### 対象となる方

次の①②のいずれの条件も満たす方が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等の収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること。
- ② 一時に税を納付することが困難であること。

### 対象となる地方税

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税  
町税：個人町民税・県民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税、法人町民税など

県税：自動車税（種別割）、法人県民税、法人事業税、個人事業税、不動産取得税など

### 申請期限

令和2年6月30日、又は各税における納期限のいずれか遅い方の日まで  
に申請が必要です。

### 申請書類

- ・徴収猶予申請書（特例）
  - ・財産収支状況書
  - ・収入の減少等の事実を証する書類（帳簿、給与明細、預金通帳等）
  - ・一時に納付することが困難であることを証する書類（預金通帳等）
- ※猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合は別途書類が必要

## 提出方法

新型コロナウイルス感染防止の観点から郵送による提出を原則とします。

## よくあるお問い合わせ

Q 猶予が認められると税金が免除・減額されるのでしょうか？

A 税額が免除又は減免されるものではありません。税金の納付を納期限から1年間猶予する制度です。

Q 対象期間の損益が黒字の場合でも特例の利用はできますか？

A 黒字であっても、収入減少などの要件を満たせば特例を利用できます。

Q 「一時に納付を行うことが困難」とはどのような場合ですか？

A 税金を一時に納付することで、事業の継続や生活の維持が困難となる場合をいいます。

現在の収支の状況や今後の見込みなど、個別に事情を伺い判断します。

Q 既に納付済みの税金でも、特例の利用は可能ですか？

A 既に納付済みのものは、特例猶予の対象とはなりません。

Q 収入や預金等の状況が分かる書類とはどのようなものですか？

A 例えば売上帳や現金出納帳、預金通帳のコピーなどが該当しますが、書類の提出が難しい場合には口頭により状況を伺います。

Q 猶予の特例中に車検は受けられますか？

A 徴収猶予の特例の適用を受けている旨の証明書の提示により、車検を受けられます。

## その他

※審査手続きには1か月程度要する場合があります。

※行き違いにより督促状、催告書等が発送される場合があります。

※徴収が猶予された税目の口座振替は廃止されます。

（行き違いにより口座振替した場合は還付します。）

問い合わせ：（町税について）皆野町役場 税務課 電話 62-1461  
（県税について）秩父県税事務所 電話 23-2110

## ② 埼玉県中小企業・個人事業主支援金 給付

- 4/8 から 5/6 の間で、20 日間以上休業した事業者に対して 20 万円の支援金が支給されます。
- 業種は限定されません。営業自粛の対象ではない業種でも給付を受けられます。
- 休業の認定は弾力的に取り扱われ、定休日、営業はしたが売上が無かった日、営業時間を短縮した日、デリバリー営業のみの日なども休業日として取り扱います。
- 5/7 から埼玉県HPで受付が開始しました。郵送でも申請可能です。

※郵送申請に使用する書類は、商工会・役場で配布しています。

受付期間

令和 2 年 5 月 7 日(木)～令和 2 年 6 月 15 日(月)

支給額

20 万円(県内の複数事業所を休業している場合は 30 万円)

支給要件（抜粋）

- ・埼玉県内に本社を有する中小企業又は個人事業主であること。
- ・緊急事態措置を実施する前（令和 2 年 4 月 7 日以前）から、必要な許認可を取得の上、事業活動を行っていること。
- ・令和 2 年 4 月 8 日から令和 2 年 5 月 6 日までの間に 20 日以上、埼玉県内の事業所を休業していること。

休業日として取り扱う基準

|                            |       |
|----------------------------|-------|
| 新型コロナウイルスの影響による臨時休業日       | 1.0 日 |
| 定休日・新型コロナウイルスの影響以外による臨時休業日 | 1.0 日 |
| 売上げがなかった日                  | 1.0 日 |
| 営業時間短縮                     | 0.5 日 |
| 店内営業の休止（デリバリー・テイクアウトのみの営業） | 0.5 日 |

申請に必要な添付書類

- ・本人確認書類(個人事業主のみ)  
例) 運転免許証、パスポート、健康保険証 など
- ・令和 2 年 4 月 7 日以前から事業活動を行っていることが分かる書類  
例) 直近の確定申告書の控え、法人県民税等の領収証書、個人事業税等の納税証明書 など
- ・事業活動に必要な許可等が分かる書類(該当する場合のみ)  
例) 飲食店営業許可、酒類販売業免許、風俗営業許可
- ・売上げがない日が分かる書類(該当する場合のみ)  
例) 売上帳簿、事業収入額を示した帳簿 など

みな为企业支援かわら版は、担当者が収集した情報を簡潔にまとめたものです。  
表現の都合上、実際の内容と異なる場合がありますので予めご了承ください。2020/5/12

- ・休業等の状況が分かる書類  
例) ホームページの告知や店頭ポスター、チラシ など
- ・支援金の振込先の通帳等の写し

## 【速報】埼玉県中小企業・個人事業主支援金の第2弾給付が決定！

- 緊急事態措置の延長に伴い、追加の給付が決定！
- 5/12 から 5/31 の間で、16 日間以上休業した事業者に対して 10 万円の支援金が支給されます。
- 2019 年の売上が、月平均で 15 万円あることが条件です。
- 6/1 から受け付け開始の予定です。

支給額

10 万円

主な支給要件（現時点での予定で詳細は決定次第県 HP に掲載されます）

- ・令和 2 年 5 月 12 日から令和 2 年 5 月 31 日までの間に 8 割（16 日）以上、埼玉県内の事業所を休業していること。
- ・2019 年（法人は前事業年度）の月平均売上が 15 万円以上あること。

問い合わせ：埼玉県中小企業等支援相談窓口電話

電話 0570-000-678（ナビダイヤル）

048-830-8291

（平日・休日 9：00～18：00）

## ③ 埼玉県業種別組合応援金 補助

- 新型コロナウイルス感染症の影響の緩和策として、中小企業者等で構成されている組合等による感染防止・売り上げ向上対策等の優れた取組を支援するものです。
- キャッシュレスへの対応、デリバリーの導入、感染防止のための店舗等の環境改善等の取組に対して、一組合当たり 500 万円を上限として支給されます。

対象（抜粋）

- 1 事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会
- 2 商店街振興組合、商店街振興組合連合会
- 3 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合
- 4 一般社団法人、公益社団法人（構成員の 1/2 以上が中小企業者）

みな企業支援かわら版は、担当者が収集した情報を簡潔にまとめたものです。  
表現の都合上、実際の内容と異なる場合がありますので予めご了承ください。2020/5/12

### 補助対象事業・経費

新型コロナウイルス感染症の影響を緩和するために組合等が実施する感染防止、事業継続や売上向上等に係る優れた取組（期間：令和3年2月まで）  
補助対象事業の決定にあたっては、応募のあった事業を審査・選考の上、決定します。

例）キャッシュレスへの対応、デリバリーの導入、感染防止のための店舗等の環境改善等の取組

### 補助金額

上限額 500 万円 （補助率 10/10） 申請下限額 100 万円

### 受付期間

令和2年5月13日（水）～5月26日（火）

問い合わせ：埼玉県労働政策課 業種別組合等応援補助金担当

電話 048-830-3721

## ■皆野町の取り組み

- 令和2年度の小・中学校の給食費を無償化します。
- 妊婦や子育て中の方を対象にLINEを活用したビデオ通話相談を受け付けます。
- 自宅待機となっている子供たちを元気づけるため、YouTubeによる学習支援動画を配信しています。  
※町内幼稚園・小・中学校は5/31まで臨時休業しています。
- 町内飲食店からの、お弁当共同購入を始めました。  
外出自粛等により売上が減少している飲食店を支援するため、役場職員、商工会職員によるお弁当の共同購入（週2回昼のみ）を実施しています。  
※弁当の販売を希望する事業者は、商工会までご連絡ください。
- 中小企業振興資金融資の状況（5/12時点 融資総額 5,530万円 11件）

## ■商工会の取り組み

- 皆野町商工会では、新型コロナウイルス感染症の影響による事業者からの相談を受け付けています。  
電話 62-1311

発行：皆野町役場 産業観光課 商工観光担当 電話：62-1462

FAX・Eメールによる一斉配信を行っています。  
配信を希望する方はご連絡ください。

みな企業の支援かわら版は、担当者が収集した情報を簡潔にまとめたものです。  
表現の都合上、実際の内容と異なる場合がありますので予めご了承ください。2020/5/12